

志布志市庁舎等の在り方検討委員会 (令和3年度第1回) 会議資料

- 1 新庁舎の建設について
- 2 一体的な検討事項について（総合支所方式の在り方）
- 3 新庁舎建設に係る5つの視点
 - (1) 今後の庁舎の在り方
 - (2) 新庁舎の位置
 - (3) 新庁舎の規模・構造
 - (4) 新庁舎の機能性
 - (5) 新庁舎の建設に係る財源

1 新庁舎の建設について

松山庁舎は約10年後、志布志庁舎・有明庁舎は約20年後に税法上の耐用年数に到達することから、将来を見据え、市民の利便性の確保、市民サービスの向上、事務の効率化等を踏まえ、本市の庁舎がどう在るべきかを検討します。

各庁舎の耐用年数を考慮すると、今後、設備等の老朽化が進み、大規模改修、修繕等が必要となり、維持管理費用に要する経費が増加することが見込まれます。

今後の庁舎の在り方は、東日本大震災・熊本地震等の大規模災害に鑑みると、今後予想される南海トラフ地震や自然災害に備え、防災・災害対策の拠点となり得る高い耐震性や安全性を確保することが必要であり、将来の市の発展形成に配慮し、市民の利便に最も適合するようすることが重要と思われれます。

そのために、いつ頃までに、どのような機能を有する庁舎を建設する必要があるのか、また、将来的な財政負担の軽減・抑制を図るため、庁舎を建設する費用の財源をどのように確保するのか等総合的に検討します。

2 一体的な検討事項について（総合支所方式の在り方）

ア 合併時の協議

庁舎整備に関する合併時の協議内容につきましては、「本庁舎については、有明町役場を本庁舎とし、新市の事務所を置くこととします。それ以外の松山町役場、志布志町役場は総合的な機能を持つ支所として、住民サービスの低下を招かないように配慮し、必要な機能の整備・充実を図ります。新庁舎の建設については、その可否を含めて、新市において検討することとします。」と新市まちづくり計画に記載されています。

イ 現状

現在、それぞれの庁舎においては総合支所方式を維持していますが、職員数は定員適正化計画に基づき、合併時の約400人から約320人になり、約80人を削減しています。

適宜行政組織を再編し、課・係の統廃合等に取り組んでいるものの、総合支所方式として、管理部門を除き合併前の庁舎機能をほぼそのまま残していることから、合併による事務の効率化が図られていない状況です。

ウ 今後の見通し

地方分権や国・県からの権限移譲とともに、地方創生などの新たな国の取組に伴い、市の業務量は今後も引き続き増加することが見込まれ、限られた職員数で効果的かつ効率的な行政運営を図るためには、事務の効率化は不可欠であり、現行の総合支所方式の在り方についても検討する必要があります。

3 新庁舎の建設に係る5つの視点

意見の中間取りまとめにおいては、大規模な改修をして現庁舎を使い続けるなど、様々な選択肢を考えながら議論していくこととされましたが、令和3年度においては、志布志市庁舎等の在り方検討委員会設置要綱に規定しているとおり新庁舎の建設を含めた将来的な庁舎の在り方について、検討します。

なお、新庁舎の建設に当たっては、次に掲げる5つの視点で検討します。

- (1) 今後の庁舎の在り方
- (2) 新庁舎の位置
- (3) 新庁舎の規模・構造
- (4) 新庁舎の機能性
- (5) 新庁舎の建設に係る財源

(1) 今後の庁舎の在り方

人口減少、少子高齢化等に伴い、職員も減少するとともに、行政手続のオンライン化等により、市民が庁舎に来庁する機会も減少していくことも考えられることから、時代の変化に対応した庁舎の在り方が求められます。

松山庁舎・志布志庁舎・有明庁舎は、それぞれどのような在り方がいいのか、どのような規模や機能を有するのがいいのか、今後の庁舎の在り方を検討します。

公共施設ごとの今後の方針を定める公共施設等個別施設計画においては、各庁舎は次のとおり位置付けられています。

- ・松山庁舎については、他の施設との機能の集約化や複合化の整備を再配置を含めて検討する。

- ・志布志庁舎と有明庁舎については、劣化状況を踏まえた長寿命化改修を行う。

また、市の最上位計画である第2次総合振興計画においては、将来都市構造として、次のように位置付けられています。

- ・松山庁舎 地域生活拠点
- ・志布志庁舎 都市拠点
- ・有明庁舎 地域生活拠点

参考 人口

区分	平成17年国勢調査		令和2年12月		増減数	増減率
	人口	割合	人口	割合		
松山地域	4,666人	13.42%	3,910人	12.57%	▲756人	▲16.20%
志布志地域	18,327人	52.71%	16,482人	52.99%	▲1,845人	▲10.07%
有明地域	11,777人	33.87%	10,710人	34.44%	▲1,067人	▲9.06%
合計	34,770人	100%	31,102人	100%	▲3,668人	▲10.55%

庁舎内に勤務する職員

区分	平成18年1月			令和3年4月			増減数		
	一般職	臨時職員等	計	一般職	会計年度	計	一般職	会計年度等	計
松山庁舎	60人	15人	75人	25人	20人	45人	▲35人	5人	▲30人
志布志庁舎	120人	45人	165人	140人	50人	190人	20人	5人	25人
有明庁舎	220人	60人	280人	155人	70人	225人	▲65人	10人	▲55人
合計	400人	120人	520人	320人	140人	460人	▲80人	20人	▲60人

(2) 新庁舎の位置

地方公共団体の事務所の位置の決定に当たっては、その基準として、住民の利用に最も便利であるように、交通の事情、他の官公署との関係等を考慮すべきことが挙げられています（地方自治法第4条第2項）。

なるべく地方公共団体の事務所や行政機関というものの場所を一箇所に便利なところに集中させて、それによって住民の利便を図るようになる趣旨です。

要は、将来の都市の発展形成をも配慮し、広義の意味での住民の利便に最も適合するようにすることが重要と考えられています。

これらを踏まえ、現在、都城志布志道路や東九州自動車道の整備により、交通の利便性が高まっており、将来の本市の発展形成を見据え、市民の利便に最も適合するように庁舎の位置を検討する必要があります。

(3) 新庁舎の規模・構造

人口減少等に伴い、職員数の減が見込まれるものの、地方分権等により業務量の増加が見込まれ、限られた職員数で効果的かつ効率的な行政運営を図るためには、事務の効率化は不可欠であり、新たな庁舎設置の方式を検討していく必要があります。

現在、各庁舎内に勤務する職員（会計年度任用職員を含む。）が合計で約460人いますが、将来的な職員数の減や本庁方式への移行を見込み、1つの例として、職員350人規模の庁舎を建設する場合、旧総務省地方債同意等基準や国土交通省新営一般庁舎面積基準により試算すると延べ床面積でおおむね6,000平方メートルの規模となります。

東日本大震災や近年多発する自然災害の発生状況を鑑みると、災害復旧活動の拠点となる市役所庁舎は、その機能を維持するため、高い耐震性と安全性を確保する必要があります。 ※ 参考

庁舎区分		階層	床面積 (㎡)
有明庁舎	本館	3階	4,115.00
	別館	2階	1,328.00
志布志庁舎		5階	5,241.17
松山庁舎		3階	2,411.83

(4) 新庁舎の機能性

人口減少・少子高齢化により社会構造が変化するとともに、市民のニーズが多様化し、これらに対応した行政のサービスの在り方が求められています。

地域の特性を生かしたまちづくりを推進し、防災拠点としての役割を果たし、市民の生活を守り、安全安心に資するための基本的な機能を検討します。

(例)

- (1) まちづくり拠点機能（市民交流・多目的スペースなど）
- (2) 防災拠点機能（備蓄倉庫、防災広場など）
- (3) 来庁者の利便性を高める機能（バリアフリー・ユニバーサルデザインへの対応、ワンストップ窓口など）
- (4) 適切な庁舎管理機能（セキュリティ対策など）
- (5) 省エネ機能（脱炭素に向けた取組など）

(5) 新庁舎の建設に係る財源

先ほどの国の示す基準に基づき試算した延べ床面積約6,000平方メートル規模の新庁舎を建設する場合に、1平方メートル当たりの単価を（仮）50万円とすると、30億円の事業費が必要となります（設計費、用地取得費、附帯設備等の費用は含まれておりません。）。

同じ場所に新庁舎を建設する場合は、さらに解体費用や仮庁舎に要する費用も必要になります。

新庁舎を建設するに当たり、主な財源としては、地方債（借金）と基金の活用が見込まれます。

将来世代に多くの財政負担を残さないためにも、今のうちから庁舎の建設に必要な経費を積み立てるなど、将来にわたる持続可能な財政運営を図るため、新庁舎の建設に必要な財源の検討をします。